

第1回関係都県会議におけるご意見に対する 関東地方整備局の考え方

令和5年3月16日
国土交通省 関東地方整備局

原案		No	頂いたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
ページ	章節			
P3	1.1 中川・綾瀬川の流域及び河川の概要	1	・中川・綾瀬川流域における埼玉県区間については、過去から地盤沈下が進行してきた地域である。地盤沈下は現在も継続していると考えられることから、これまでの地盤沈下に係る経緯や、今後の対応について追記してほしい。	・ご意見を踏まえて、原案「1.1中川・綾瀬川の流域及び河川の概要」に、流域の地盤沈下に係る経緯等を記載しました。
—	—	2	中川・綾瀬川流域における「流水の正常な機能を維持するため必要な流量」の設定の考え方を提示してほしい。	・補足資料により説明します。 ・「正常流量検討の手引き（案）」（国土交通省河川局河川環境課、平成19年9月）に基づき、必要な項目に応じて検討しました。
—	—	3	大臣管理区間の河川整備計画目標で定める規模の洪水が下流側の東京都管理区間へ流下した場合の影響を提示してほしい。	・補足資料により説明します。 ・中川・綾瀬川河川整備計画（原案）に定める中川から江戸川への新規放水路を整備することにより、下流へ流下する流量を減じます。この結果、東京都の管理区間ににおいては、現行の計画に基づく整備を実施していただくことで、計画高水位以下で洪水を安全に流下させることができます。
—	—	4	東京都では、「東部低地帯の河川整備施設計画」をもとに、L2規模の地震が発生した場合でも河川施設の機能が維持されるよう耐震対策を進めてきた。大臣管理区間ににおいても、必要に応じて耐震性能の確保に努めてほしい。	・河川構造物の耐震照査結果に基づき、必要な対策を実施してまいります。
—	—	5	東京都葛飾区の中川堤防について、堤防断面が不足する区間の早期整備に努めてほしい。	・中川の堤防断面が不足する区間については、引き続き整備を進めてまいります。

【第5回有識者会議でのご意見】

- 中川・綾瀬川流域における「流水の正常な機能を維持するためには必要な流量」の設定の考え方を提示してほしい。



【補足資料の概要】

1 P3

- ✓ 「正常流量検討の手引き(案)」(国土交通省河川局河川環境課、平成19年9月)に基づき、必要な項目に応じて検討しました。

- 大臣管理区間の河川整備計画目標で定める規模の洪水が下流側の東京都管理区間にへ流下した場合の影響を提示してほしい。



2 P4

- ✓ 中川・綾瀬川河川整備計画(原案)に定める中川から江戸川への新規放水路を整備することにより、下流へ流下する流量を減じます。この結果、東京都の管理区間においては、現行の計画に基づく整備を実施していただくことで、計画高水位以下で洪水を安全に流下させることができます。

1. 流水の正常な機能を維持するために必要な流量の想定について

中川・綾瀬川

- 「正常流量検討の手引き(案)」(国土交通省河川局河川環境課、平成19年9月)に基づき、必要な項目に応じて検討した。
- 正常流量の基準地点を中川は吉川地点、綾瀬川は駿橋地点とし、それぞれの地点で正常流量を12m³/s、1m³/sと想定。

基準地点の設定

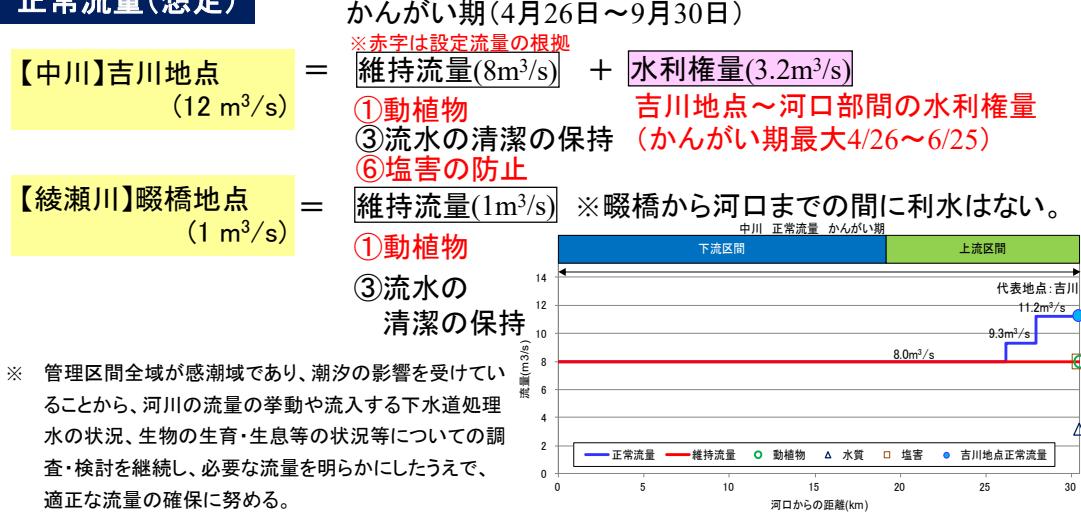
基準地点は、以下の点を勘案し、中川「吉川」、綾瀬川「駿橋」とした。
なわてばし

- 吉川：中川と流入支川（3川）の合計流量が把握できる地点
- 駿橋：大臣管理区間は全て干潮域であるため、影響しない地点

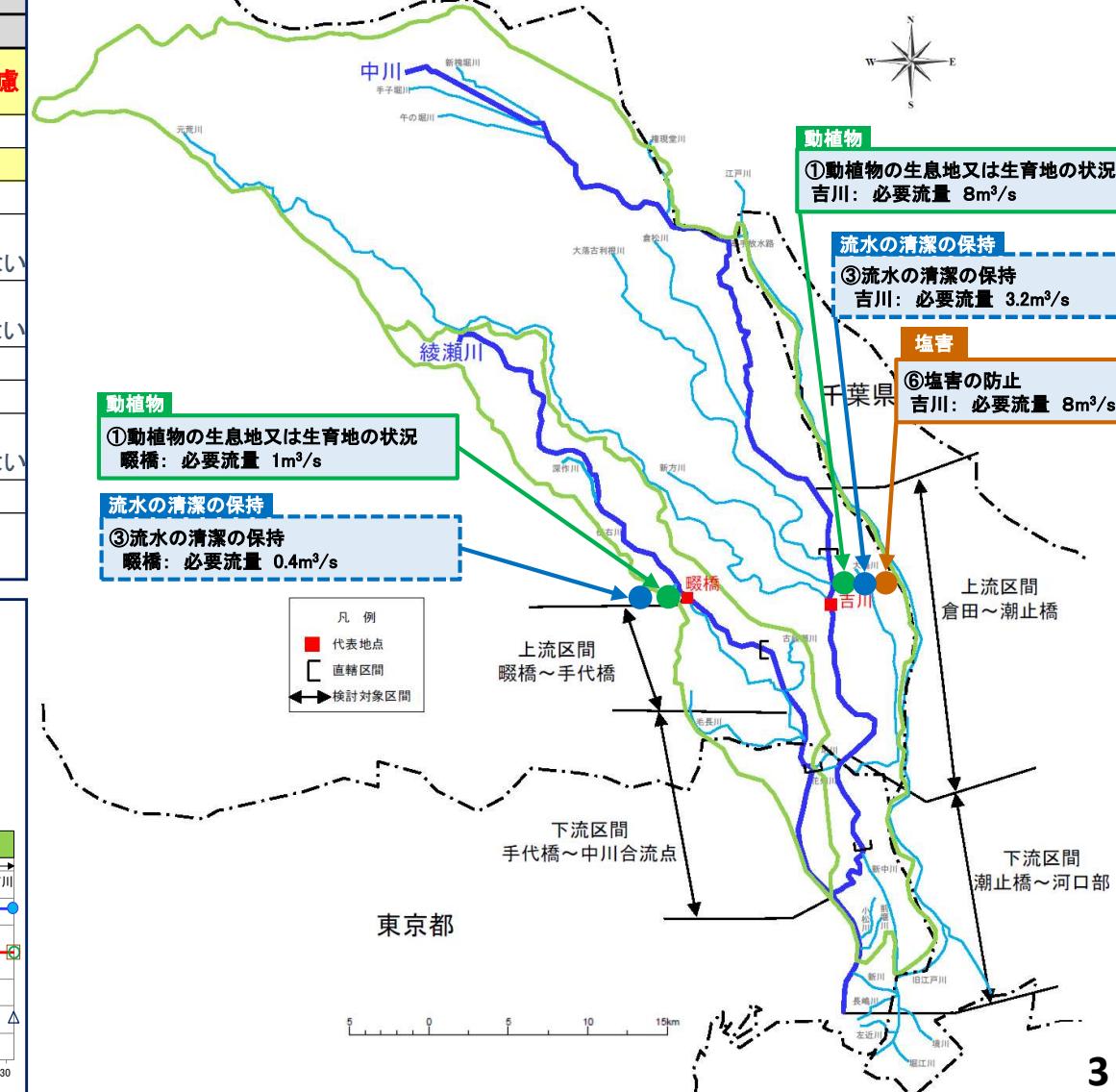
維持流量の検討

検討項目	決定根拠	
	中川(吉川地点)	綾瀬川(駿橋地点)
①動植物の生息地 又は生育地の状況	渴水時の魚類の生息に不可欠なDOを確保するために必要な流量を考慮	
②景観	潮汐による水位変化が支配的であるため考慮しない	
③流水の清潔の保持	渴水時の負荷量に対して水質環境基準の2倍値を満足する流量を考慮	
④舟運	潮汐により吃水深は確保されるため考慮しない	
⑤漁業	「動植物の生息地又は生育地の状況」の必要流量により 満足されるため考慮しない	
⑥塩害の防止	水利利用に影響しない流量を考慮	感潮区間において淡水を取水する 施設がないため考慮しない
⑦河口閉塞の防止	河口閉塞の傾向はみられないため考慮しない	
⑧河川管理施設保護	保護が必要な施設は存在しないため考慮しない	
⑨地下水位の維持	地下水障害が発生した事例がないこと、地下水涵養のための水位は 潮汐変動によって支配されることから、考慮しない	
⑩観光	流量減が影響するような観光施設がないため考慮しない	
⑪人と河川の 豊かなふれあいの確保	「動植物の生息地又は生育地の状況」の必要流量により満足される	

正常流量(想定)



維持流量の検討図



2. 東京都の河川整備計画との整合(中川・綾瀬川)

中川・綾瀬川

- 中川下流の東京都管理区間においては、既に河川整備計画が策定されており、中川・綾瀬川河川整備計画(原案)においては、これら指定区間の河川整備計画と整合を図る必要がある。
- 原案へ位置付けた整備を実施することで、東京都区間においても、計画高水位以下で洪水を安全に流下させることが可能。

<都県管理区間における計算水位(中川・綾瀬川)>

